防衛装備庁公示第８２号
令　和　8　年　10　月　29　日

令和８年度「航空機用部品」の契約希望者募集要領

航空機用部品の契約を希望する者は、下記に基づき応募して下さい。

分任支出負担行為担当官
防衛装備庁調達事業部
総括装備調達官
日　髙　ふ　み
（公印省略）

記

１　装備品等の品名及び仕様書等

別表「募集する品目」のとおり

２　応募に必要な資格

公募に応募できる者は、次に掲げる事項の全てに該当する者とする。

（１）予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）第７０条及び第７１条の規定に該当しない者であること。

（２）令和７・８・９年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」において、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

（３）防衛装備庁の「入札及び契約心得」及び契約条項等を熟知の上、契約を締結することが可能であること。

（４）大臣官房衛生監、防衛政策局長又は防衛装備庁長官から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

（５）前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

３　応募方法

（１）応募する者（以下、「応募者」という。）は、別表の品目毎に、別記様式の「契約希望申請書」（以下、「申請書」という。）により応募するものとし、併せて次の項目を証明する具体的資料（以下、「提出資料」という。）を別表で指定した「提出資料一覧表」により提出しなければならない。ただし、同一年度内において既に提出済の場合は、提出を省略することができる。

ア　資格審査結果通知書
競争参加資格に係る資格審査決定通知書の写し。

イ　製造能力等
希望する品目の製造に必要な能力等を有していることを証明する資料。

ウ　製造計画書等
希望する品目毎に、製造態勢を証明できる資料（製造方法、製造工程、製造管理体制、保安体制、品質管理体制等を含む。以下、「製造計画書等」という。）。
ただし、希望する品目と同一品又は同等品について、製造態勢に変更が無いと認められた場合は、製造計画書等の提出は省略することができる。なお、上記製造計画書等の省略を希望するものは製造態勢に変更がない旨の事実を申請書に記載すること。又、希望する品目において官の支援を希望する者は、支援を希望する旨を別途書面にて提出すること。

エ　法令に基づく許可等
応募する品目の製造に必要な法令の規定に基づく許可証の写し。或いは許可の取得に向けて具体的に所管官庁との間で調整中であることを証明する資料（下請負者を含む。）。

オ　技術提携
応募する品目の製造に必要な外国企業と技術援助契約を締結していることを証明する文書等の写し（技術援助契約の締結に向けて外国企業等と調整中の者は、調整中であることを証明する資料。）。

カ　情報保全
仕様書に定める本製造の実施体制並びに情報保全に関する資料。
キ　秘密保全に関する防衛省の確認
応募する品目に秘密の内容を含む場合は防衛省の関係規則に基づく秘密保全に関する確認を得た文書の写し（防衛省の関係規則に基づく秘密保全に関する申請書類又は申請する意思のある書類等の写し。下請負者を含む。）。

（２）提出資料
提出期限までに書面により提出（郵送による提出を含む。）すること。

（３）提出期限
別表のとおり。

（４）提出時間
土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前１０時から午後５時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。

（５）提出先
東京都新宿区市谷本村町５－１　防衛装備庁調達事業部航空機調達官付航空機部品器材室
調達第１班　03-3268-3111（内線　35561、35565、35571、35573）
メールアドレス：yamadasaq0@atla.dss.mod.go.jp

4　提出資料の審査等

（１）資料の提出者は、防衛装備庁の担当者から提出資料について説明を求められた場合にはその都度説明しなければならない。また、追加資料等の提出を求められた場合には、正当な理由がある場合を除き、必要な資料等を提出しなければならない。

（２）資料の提出者は、防衛装備庁の担当者から製造態勢等の調査のために工場等（下請負者の工場等を含む。）に係る調査のための協力依頼があった場合には、当該工場等への立ち入りを含め、調査に協力しなければならない。

（３）提出された資料により、品目毎に、契約の円滑な履行能力の有無を審査する。

（４）提出資料作成に必要な仕様書等の貸出を受けることができる。
貸出場所は３（５）に同じとする。なお、秘密に属する仕様書等の貸出を希望する場合は、別途防衛省の秘密の保全に関する規則に基づく手続きを必要とする。

5　審査結果の通知

（１）資料を提出した者に対し、指名候補者の資格の有無について審査した結果を通知する。

（２）指名に当たっては、防衛省所管契約事務取扱細則（平成１８年防衛庁訓令第１０８号）第１７条及び１８条の規定を適用する。

6　審査結果の疑義に対する処理

（１）審査結果に対し疑義がある場合は、分任支出負担行為担当官に対して、以下により書面をもって説明を求めることができる。
ア　提出期限
審査結果の通知を受領した日の翌日から起算して５日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和６３年法律第９１号）第１条に規定する行政機関の休日を含まない。以下同じ。）
イ　提出場所
３の（５）に同じ。
ウ　その他
書面により提出（郵送による提出を含む。）すること（郵送の場合は当日消印有効。）。

（２）分任支出負担行為担当官は、審査結果に対する疑義について説明を求められたときは、前号の最終日の翌日から起算して、５日以内（休日を含まない。）に説明を求めた者に対し書面により回答する。

7　再苦情の申立て

（１）６（２）の説明に不服のある者は、審査結果に対する疑義に係る書面を受け取った日の翌日から起算して７日以内（休日を含まない。）に、書面により分任支出負担行為担当官に対して再苦情の申立てを行うことができる。

（２）分任支出負担行為担当官は、再苦情の申立てをされたときは、前号の最終日の翌日から起算して７日以内（休日を含まない。）に再苦情の申立てをした者に対して書面により回答する。

8　　提出資料等の取扱いに関する留意事項

（1）提出資料に虚偽の記載をした者は、当該品目の入札等に参加させることが適当と認められなかった者とするとともに、防衛装備庁の他の指名競争又は随意契約の相手方としない場合がある。

（2）提出資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

（3）提出された提出資料は返却しない。

（4）提出された提出資料は、提出者に無断で他の目的に使用しない。

（5）原則として提出資料の差替え及び再提出は認めない。ただし、審査の必要性から当該項目に対する補足資料等を求めることがある。

（6）提出資料に、自社製作図面以外の図面を使用する場合は、事前に版権等の必要な諸手続を済ませておくとともに、出図元を明記すること。

9　　応募者の義務等

（1）入札参加資格を有すると通知を受けた者は、必ず入札又は商議に参加し、合理的な金額を記載し提出しなければならない。

（2）契約することを希望しなくなった場合には、速やかにその旨の届出を行わなければならない。

（3）提出資料の記載事項に変更が生じた場合には、速やかに変更の届出を行わなければならない。
　なお、当該届出の内容を審査した結果、指名競争に参加させること又は随意契約の相手方とすることが不適当となった場合は、その旨を通知する。

（4）応募者で契約相手方とならなかった者は、仕様書等貸与したものすべてを返却しなければならない。

（5）応募者は、貸出した仕様書の内容で一般に公開されていない情報について、第三者に開示・漏洩してはならない。

１０　その他の注意事項

（1）現に指名停止を受けている者の下請負（下請負の届出によるものを除く。）については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を大臣官房衛生監、防衛政策局長又は防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。

（2）当該審査合格の通知を受けた日から有効となるため、希望する調達案件の入札に間に合わないことがある。

（3）別表の品目については、公示の時点で調達を予定しているものであり、今後、必ず調達があることを保証するものではない。また、今後、追加又は削除を行うことがある。なお、品名の一部変更及び仕様書が改訂される場合がある。

（4）本書記載事項の詳細及び不明な点については、３（5）に記載されている提出先に照会すること。

別記様式

契 約 希 望 申 請 書

年　　月　　日

分任支出負担行為担当官
　防衛装備庁調達事業部
　総括装備調達官
　　日　髙　ふ　み　　殿

住　　所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

当社は、防衛装備庁公示第　　号（令和　　年　　月　　日）に基づく、下記の調達品等の品目について、受注態勢が整っておりますので、同公示の記載内容を承諾の上、指名されることを希望いたします。

記

Ｎｏ	品　　目

添付書類：提出資料一覧表

別紙

提出資料一覧表

提 出 日
会 社 名
担当者名
連 絡 先

1　資格審査結果通知書
2　製造能力等
3　製造計画書等
（1）製造工程
（2）製造管理体制
（3）保安体制
（4）品質管理体制（ＩＳＯ等）
（5）製造設備
（6）製造予定工場名及び所在地
（7）下請負予定会社、下請負予定会社所在地、下請負の範囲
4　本品の製造に必要となる製造図面等の技術資料の保有又は取得状況等
（仕様書に定められた部品番号に応ずる製造図面及び仕様書に定められた技術資料並びにその他製造に必要な技術等）
5　法令に基づく許可等
（1）航空機製造事業法
6　技術提携（提携先企業名、国名、技術援助契約期間、技術の内容）

（記入要領）
1　１枚で書ききれない場合は複数枚に渡ってもよい。
2　該当がない項目及び省略できる項目はその旨記入すること。
3　法令に基づく許可等の内容については、許可の種類、許可番号及び許可年月日を明記すること。
4　技術援助契約期間については、契約始期及び終期を明記すること。
5　製造工程には、各作業内容及び使用する製造設備、専用治工具を付記する。

別　表

募　集　す　る　品　目

No	品名	調達要求番号	数量 単位	提出資料の 提出期限	契約希望 申請書の 様式	提出 資料	備考
1	ＦＣＲＵ（ＵＨ－６０ＪＡ）	1-08-2005-024A-HF-4005	1EA	R8.11.18	別記様式による	別紙による	